

駐車場法関係法令集

(路外駐車場設置のための手引き)



北九州市建築都市局

【平成 30 年度版】

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

電 話 : 093-582-2518

F A X : 093-582-2503

所 在 地 : 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

E - m a i l : toshi-koutsuu@city.kitakyushu.lg.jp

ホーメページ : <http://www.city.kitakyushu.lg.jp>

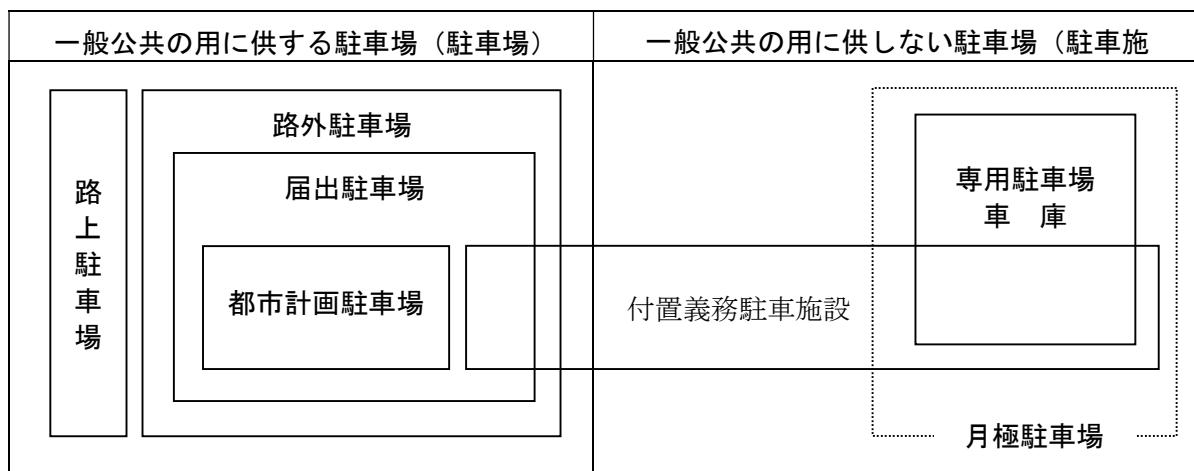
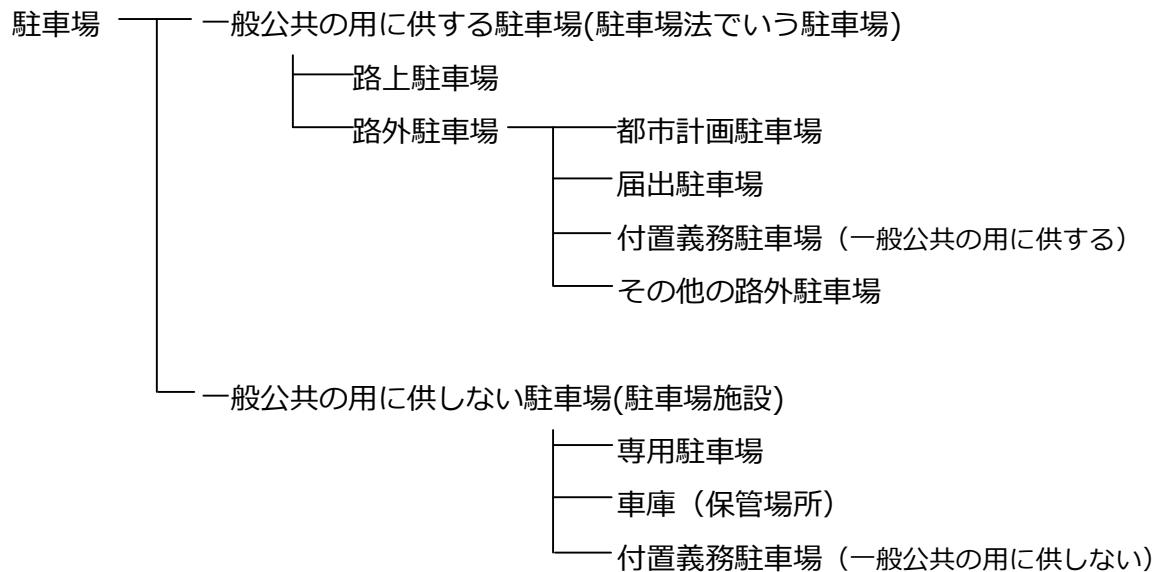
北九州市のホームページ > トップページ

> ビジネス・産業・まちづくり

> 消防・道路・上下水道（事業者向け）

> 駐輪場・駐車場に関する制度 > 路外駐車場の届出制度

1. 駐車場の種類



(1) 駐車場の説明

路上駐車場

駐車場整備地区内の道路の路面に、一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。
(北九州市内にはありません)

路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。

上記の施設であって駐車の用に供する部分の面積が 500 m^2 以上であるものの構造及び設備は、建築基準法及びその他の法令の規定の適用がある場合は、それら法令の規定によるほか、政令（駐車場法施行令）に定める技術的基準による。

以下「法定の技術基準を表す」

路外駐車場で駐車の用に供する部分が

500 m^2 以上 → 法定の基準による。

500 m^2 未満 → 法定の基準によらなくてもよい。

【都市計画駐車場】

都市計画法第11条の規定により、都市計画において定められた路外駐車場。

(北九州市では天神島駐車場、勝山公園地下駐車場)

【届出駐車場】

駐車場法第12条及び第13条の規定により届けられた路外駐車場。都市計画区域内において、駐車の用に供する部分の面積が 500 m^2 以上で料金を徴収するもの。

設置にあたっては、路外駐車場の位置、規模、構造、設備等について北九州市長あて届出なければならない。

< 路外駐車場の面積の算定方法 >

1. 自動車の駐車の用に供する部分（自動車の駐車場所）のみで算定する。
2. 駐車の用に供する部分と車路とが構造上判然としない場合には、駐車の用に供する部分の面積は車路の面積を含める。 (建設都開発第200号, S37.8.20)
3. 駐車場法施行令第15条の認定基準について（通達）

[特殊装置の面積の算定方法]

特殊装置の駐車の用に供する部分の面積の算定に当っては、垂直循環方式、水平循環方式などのように駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定が困難なものについては、小型自動車又は軽自動車（二輪自動車を除く）のみの駐車の用に供する特殊装置については自動車1台当たり 12 m^2 と、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く）の駐車の用に供することができる特殊装置については自動車1台当たり 15 m^2 とみなして算定する。 (建設省都再発第53号, S43.10.16)

(2) 駐車施設の説明

道路の路面外に設置される自動車の駐車の用に供される施設であって一般公共の用に供されないものは、500m²以上であっても法定の技術基準によらなくてもよい。

～「一般公共の用に供されないもの」の行政実例～

1. 団地内居住者の利便施設としての駐車場で団地外一般の所有する自動車の駐車は認めないもの。
2. 月極駐車のみを取扱い、時間駐車を取扱わない駐車場。（建設都総発第54号、S38.12.10、建設都総受第17号、S40.1.27、建設省福都再発第3号、S43.5.23）

(3) 附置義務駐車施設

駐車場法第20条の規定により、大規模建築物に附置することが義務づけられた駐車場。

◎北九州市において一定規模以上の建築物に対して駐車施設の附置を義務づける条例

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」

（制定 昭和41年11月1日 条例第41号）

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例規則」

（制定 昭和42年10月21日 規則第71号）

により設置された駐車場が附置義務駐車施設にあたります。

詳しくは北九州市建築都市局都市交通政策課（093-582-2518）まで

2. 駐車場法

昭和三十二年五月十六日 法律第百六号
最終改正 平成二十九年五月一二日 法律第二六号

目次

- 第一章 総則(第一条—第二条の二)
- 第二章 駐車場整備地区(第三条—第四条の二)
- 第三章 路上駐車場(第五条—第九条)
- 第四章 路外駐車場(第十条—第十九条)
- 第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理(第二十条—第二十条の三)
- 第六章 雜則(第二十条の四)
- 第七章 罰則(第二十一条—第二十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に關し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。

五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

第二章 駐車場整備地区

(駐車場整備地区)

第三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の商業地域(以下「商業地域」という。)、同号の近隣商業地域(以下「近隣商業地域」という。)、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域(同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。)内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かなければならない。

(駐車場整備計画)

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画(以下「駐車場整備計画」という。)を定めることができる。

2 駐車場整備計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
- 二 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
- 三 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施

策

四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体

五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

- 3 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあつては、国土交通大臣)をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

(地方公共団体の責務)

第四条の二 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 路上駐車場

(路上駐車場の設置)

第五条 第四条第一項の規定により駐車場整備計画(同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。)が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

- 2 前項の規定により地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

(路上駐車場の駐車料金及び割増金)

第六条 前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体(以下「路上駐車場管

理者」という。)は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

- 2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
 - 二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
 - 三 附近の路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。
- 4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

(駐車料金等の使途)

第七条 路上駐車場管理者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるよう努めなければならない。

(路上駐車場の表示)

- 第八条 道路管理者は、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。
- 2 前項に規定するものほか、路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に定めるもののほか、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

第十条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

第十一條 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出である事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 路外駐車場の名称

- 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
 - 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
 - 四 駐車料金に関する事項
 - 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
 - 4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

- 第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。
- 2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(助成措置)

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都

市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

- 2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車

の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの(以下「特定用途」という。)に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

- 2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。
- 3 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模(同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。)以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。)をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の

敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

(駐車施設の管理)

第二十条の三 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

第六章 雜則

(権限の委任)

第二十条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(路外駐車場に関する経過措置)

- 2 この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものを設置している者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二条及び第十三条の規定による届出をしなければならないものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでいるものとみなす。
- 3 建築基準法第三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場(自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。)又はこの法律の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。

3. 駐車場法施行令

昭和三十二年十二月十三日 政令第三百四十号
最終改正 平成二九年三月二九日 政令第六三号

目次

- 第一章 駐車場整備地区(第一条・第二条)
- 第一章の二 路上駐車場(第三条—第五条)
- 第二章 路外駐車場
 - 第一節 構造及び設備の基準(第六条—第十五条)
 - 第二節 駐車料金等(第十六条・第十七条)
- 第三章 特定用途(第十八条)
- 第四章 雜則(第十九条)
- 附則

第一章 駐車場整備地区

(駐車場整備地区を定めることができる特別用途地区)

- 第一条 駐車場法(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める特別用途地区は、次に掲げる施設に係る業務の利便の増進を図ることを目的とする特別用途地区とする。
- 一 小売店舗
 - 二 事務所
 - 三 娯楽・レクリエーション施設
 - 四 流通業務施設その他自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい特別の業務の用に供する施設

(路上駐車場の配置及び規模の基準)

- 第二条 法第四条第二項第四号に掲げる路上駐車場の配置及び規模は、次に掲げる基準によるものとする。
- 一 路上駐車場は、駐車場整備地区内及びその周辺にある路外駐車場その他の自動車の駐車の用に供される施設又は場所との関連を考慮してその配置及び規模を定めるととも

- に、駐車場整備地区内におけるその適正な分布を図ること。
- 二 路上駐車場は、主要幹線街路に設置しないこと。ただし、分離帯その他の道路の部分で道路の交通に支障を及ぼすおそれの少ないものに設置するときは、この限りでない。
- 三 路上駐車場は、歩道と車道の区別のない道路に設置しないこと。ただし、幅員が八メートル以上ある道路の歩行者の通行及び沿道の利用に支障を及ぼさない部分に設置するときは、この限りでない。
- 四 路上駐車場は、歩道と車道の区別のある道路にあつては、その車道の幅員が六メートル未満の道路に設置しないこと。
- 五 路上駐車場は、縦断勾配^{こうばい}が四パーセントを超える道路に設置しないこと。ただし、縦断勾配^{こうばい}が六パーセント以下の道路で、歩道と車道の区別があり、かつ、その車道の幅員が十三メートル以上のものに設置するときは、この限りでない。
- 六 路上駐車場は、陸橋の下又は橋に設置しないこと。
- 七 路上駐車場は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十四条各号に掲げる道路の部分又は同法第四十五条第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる道路の部分に設置しないこと。
- 八 路上駐車場は、当該路上駐車場を設置する道路の幅員及び交通の状況に応じ、車両の通行に必要な幅(少なくとも三・五メートル)の道路の部分を保つように設置すること。

第一章の二 路上駐車場

(駐車料金を徴収することができない自動車)

第三条 法第六条第一項ただし書の政令で定める自動車は、道路工事その他特別の理由に基づき当該路上駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車で、国土交通大臣が定めるものとする。

第四条 削除

(路上駐車場の管理に要する費用)

第五条 法第七条の路上駐車場の管理に要する費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 路上駐車場の設置、維持及び修繕に要する費用

- 二 駐車料金及び割増金の徴収に要する費用
- 三 前二号に掲げる費用の財源に充てるための一時借入金の利息の支払に要する費用

第二章 路外駐車場

第一節 構造及び設備の基準

(適用の範囲)

第六条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。
 - イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分
 - ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル以内の道路の部分
 - ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)
- 二 橋
 - ホ 幅員が六メートル未満の道路
 - ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路
- 三 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及

ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駆止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。) 一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分(当該道路又はその部分以外の同号イからヘまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道

路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入口については、適用しない。

(車路に関する技術的基準)

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

- 一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
- 二 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。
 - イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル(前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。)の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル)以上
 - ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。) 三・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル)以上
 - ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル)以上
- 三 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。
 - イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。
 - ロ 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。)は、自動車を五メートル以上の内法半径^{のり}で回転させることができる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径^{のり}で回転させができる構造)であること。
 - ハ 傾斜部の縦断勾配^{こうまい}は、十七パーセントを超えないこと。
- ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(駐車の用に供する部分の高さ)

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

(避難階段)

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

(防火区画)

第十一條 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。)によつて区画しなければならない。

(換気装置)

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

(照明装置)

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- 一 自動車の車路の路面 ハルツクス以上
- 二 自動車の駐車の用に供する部分の床面 ニルツクス以上

(警報装置)

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため

に必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊の装置)

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節 駐車料金等

(駐車料金の額の基準)

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

(供用時間等の明示)

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

第三章 特定用途

(特定用途)

第十八条 法第二十条第一項後段の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

第四章 雜則

(権限の委任)

第十九条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十三年二月一日)から施行する。

4. 駐車場法施行規則

平成十二年十一月二十四日 運輸省／建設省／令第十二号
最終改正 平成二八年四月一日 国土交通省令第四〇号

(路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

第一条 駐車場法(以下「法」という。)第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。)
 - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令(以下「令」という。)第七条第一項に規定する道路の部分及び橋
- 三 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

(路外駐車場に関する管理規程)

第二条 法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

- 2 法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもつて定めなければならない。
- 3 法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条 法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 二 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

(特殊装置認定の基準)

第四条 国土交通大臣は、令第十五条に規定する特殊の装置(以下「特殊装置」という。)であって、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能(以下「安全機能」という。)について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基づき、令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。

- 2 前項の場合において、特殊装置が、その安全機能について認証を受けたものであるときは、当該特殊装置については、前項の国土交通大臣が定める基準のうち安全機能に係る部分に適合しているものとみなす。

(認証)

第五条 前条第二項の認証(以下単に「認証」という。)は、第七条から第九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)が行うものとする。

- 2 認証を申請しようとする者(以下「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。
 - 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請に係る特殊装置の名称及び型式
 - 三 その他登録認証機関が必要と認める事項

(認証の更新)

第六条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間(以下「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(登録)

第七条 第五条第一項の登録(以下単に「登録」という。)は、認証の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

- 2 登録を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 認証事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 申請に係る意思の決定を証する書類

ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 登録申請者の行う認証が第九条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを
証する書類

五 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であって、認証事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるも
の

(登録要件等)

第九条 国土交通大臣は、第七条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる
要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る特殊装置の安全機能を確認するため
の審査を行うものであること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)
において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師
の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する
科目に関する研究により修士の学位を授与された者

- ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、特殊装置の安全機能に関する専門的知識を有する者
 - ハ 機械に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者
- ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 二 前号の審査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によって構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。
- イ 学校教育法による大学において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
 - ロ 前号ロ又はハに該当する者
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名
 - 三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 認証事務を開始する年月日

(登録の更新)

- 第十条 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(認証事務の実施に係る義務)

- 第十一条 登録認証機関は、公正に、かつ、第九条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。
- 一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。
 - 二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準(以下「認証基準」という。)を定めること。
 - 三 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。

- 四 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。
- 五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
 - イ 認証を受けた特殊装置の安全性が適切に確保されていないと認めるとき。
 - ロ 不正の手段により認証を受けたとき。
- 六 第九条第一項第一号の審査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。
- 七 認証、認証の更新又は認証の取消し(以下この号において「認証等」という。)を行ったときは、その旨(認証の取消しにあっては、その理由を含む。)を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。
- 八 認証事務によって知り得た秘密の保持を行うこと。

(登録事項の変更の届出)

第十二条 登録認証機関は、第九条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更しようとする理由

(認証事務規程)

第十三条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 認証事務の時間及び休日に関する事項
- 二 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項
- 三 認証の申請に関する事項
- 四 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 認証基準に関する事項
- 六 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
- 七 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項

- 八 認証証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
- 十 認証の取消しに関する事項
- 十一 第十九条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
- 十二 認証事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十三 認証事務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他認証事務に関し必要な事項

(認証事務の休廃止)

第十四条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十五条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録され

た事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるもの(第十九条において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第十六条 国土交通大臣は、登録認証機関が第九条第一項各号の要件に適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

- る。
- 一 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
 - 二 第十二条から第十四条まで、第十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第十五条第二項の規定による請求を拒んだとき。

- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第二十条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十九条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 認証の申請を受け付けた年月日
 - 二 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 認証の申請に係る特殊装置の名称及び型式
 - 四 認証の申請に係る特殊装置について第九条第一項第一号の審査を行った年月日及び当該審査を行った者の氏名
 - 五 認証の申請に係る特殊装置について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第九条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名
 - 六 認証をした特殊装置にあっては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
 - 3 登録認証機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
 - 4 登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日(認証をしなかつたときは、第一項第五号に規定する日)から二年間保存しなければならない。
 - 一 認証の申請書及び添付書類
 - 二 認証の判定とその結果に関する書類

(報告の徴収)

第二十条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第二十一条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき又は第十条第一項の登録の更新をしたとき。
- 二 第十二条の規定による届出があったとき。
- 三 第十四条の規定による届出があったとき。
- 四 第十八条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

(権限の委任)

第二十二条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第四条第三項の規定により意見を述べ、及び同条第四項の規定による通知を受理すること。
- 二 令第七条第二項の規定により認定をし、並びに同条第三項の規定により道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、並びに道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くこと。
- 三 令第十五条の規定により認定すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(路外駐車場に関する届出等に関する省令等の廃止)

- 2 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 路外駐車場に関する届出等に関する省令(昭和三十三年／運輸省／建設省／令第一号)

- 二 路上駐車場の利用に関する標識に関する省令(昭和三十三年建設省令第三号)

附 則 (平成一六年七月二日国土交通省令第七九号)

5. 参考

(1) 関係する法令等

i) 基本法

駐車場法

駐車場法施行令

駐車場法施行規則

ii) 建築物である駐車場の場合

建築基準法

建築基準法施行令

福岡県建築基準法施行条例

その他 消防法等

iii) 大規模建築物駐車施設の場合

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則

iv) 建築物でない駐車場の場合

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

福岡県福祉のまちづくり条例

v) その他

道路法

道路交通法

(2) 路外駐車場とは（法第2条の2）

「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

「一般公共の用に供される駐車場」という意味は、一般の人に公開されるということである。従って自社、その他特定の人だけ使用しているというような駐車場は、いわゆる車庫であって、法律に基づく路外駐車場とはいえないこととされている。また、月極駐車場のみを取り扱い、時間駐車を取り扱わない有料駐車場は、一般公共の用に供されないものと解される。

(3) 駐車場法の適用範囲

i) 全面適用を受けるもの

都市計画区域内の路外駐車場で、駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上で、駐車料金を徴収するもの。

ii) 一部適用を受けるもの

上記のもので駐車料金を徴収しないものは、駐車場の構造及び設備について、法施行令の適用がある。

iii) 「駐車の用に供する部分」の面積の算定について

駐車の用に供する部分とは、通常、車路、その他の設備は含まれない。ただし、その駐車スペースと車路との区分が構造上、あるいは実際上明確でない場合は、車路といえども「駐車の用に供する部分」とみなして、これを合算する。

機械式駐車場の場合は、各パレット（台車）の面積に台数を乗じた面積とする。ただし、算定しにくいものについては普通自動車（大型のバス、トラック等除く）15m²、小型、軽自動車12m²とみなして計算する。

(4) 設計にあたって（法第11条）

駐車場の設計にあたっては、法令等の定める構造、設備の基準に合致していかなければな

らない。

(5) 設置の届出（法第12条）

駐車の用に供する部分の面積が500m²以上の路外駐車場で料金を徴収する者（「駐車場管理者」という。）はあらかじめ（おおむね1ヶ月前）＜別表－1＞に示すものを市長（建築都市局都市交通政策課）に届け出なければならない。変更する場合も同じ。（部数は正副各1部）

＜届出にあたり注意すべき事項＞

i) 出口、入口（政令第7条）

- (a) 出口から前面道路上の通行者、車両の存在を確認できる構造
- (b) 一時停止線、一時停止の標識または標板、一方通行の場合、指定方向進行方向指示標板の設置

- (c) 建築物の場合、必要により高さ制限の表示

(6) 車路

一方通行の場合、進行方向の標板、誘導線等の設置

(7) 管理規定の届出（法第13条）

路外駐車場の設置にあたっては、その運営の基本となる管理規定を定め、これを供用開始後10日以内に届け出なければならない。変更する場合も同じ。参考例を参照し作成すること。

＜特に注意すべき事項＞

i) 駐車場管理者の責務（法第15条）

ii) 善管注意義務（法第16条）

iii) 供用時間等の明示（政令第17条）

駐車場利用者の利便のため、供用時間及び料金の額を明示する義務がある。また、これに付加して駐車できない自動車、管理規定中必要な事項を掲示することが望ましい。

(8) 設置届出以後の各種の届出について

設置以後の駐車場の施設または管理規定の変更、及び駐車場の休廃止、または再開の場合も届出する必要がある。

＜別表－1＞ 路外駐車場設置届出に必要な書類一覧

名 称
1. 路外駐車場設置届出書
2. 地形図（案内図） 縮尺1/1000以上
3. 平面図（縮尺1/200以上） ※記載が必要な事項 路外駐車場の区域、自動車の出口及び入口、車路その他の主要な施設、 附近の道路並びに駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋
4. 建築物である場合は、各階平面図、ならびに2面以上の立面図及び断面図 (それぞれ縮尺1/200以上)
5. 機械式駐車施設である場合は、大臣認定書の写し、特殊装置設置計画書、 仕様図または全体組立図
6. 管理規定（供用開始後10日以内で可）

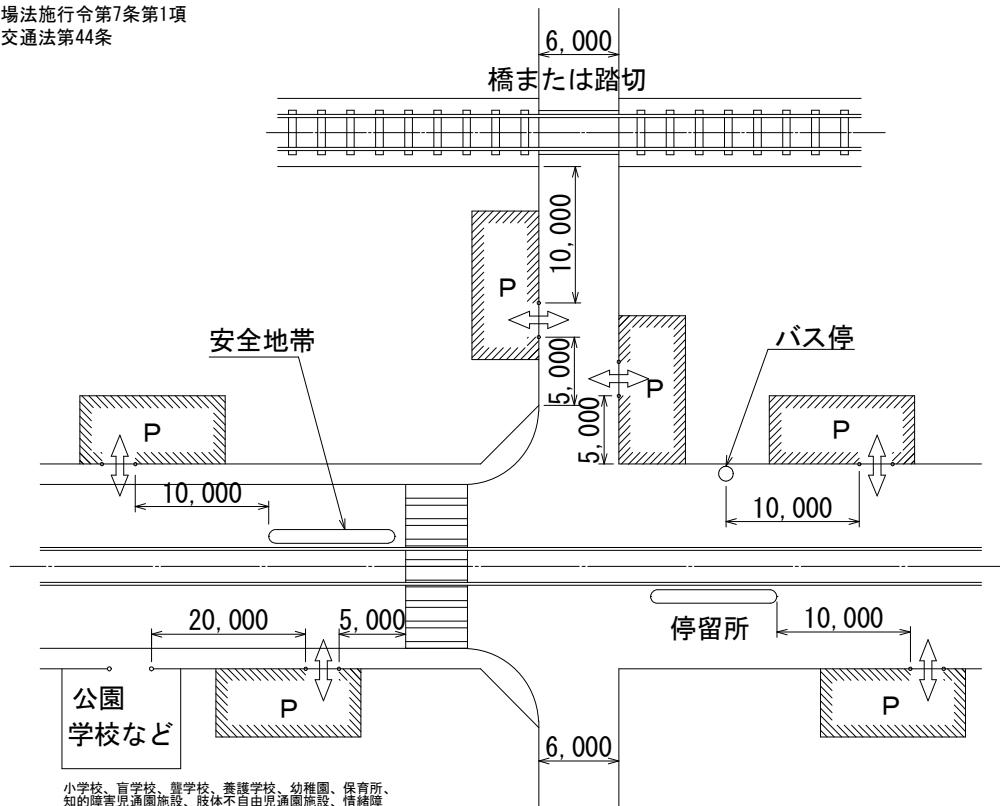
（提出部数はいずれも正副各1部）

(9) 駐車場の出口・入口に関する構造

出入口の設置出来ない部分	法規及び備考
<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路交通法第44条各号に掲げる部分（駐停車禁止の部分） <ol style="list-style-type: none"> 1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル 2) 交差点の側端又はまがりかどから5m以内 3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内 4) 安全地帯の左側及び前後の側端から前後に10m以内 5) バス・電車停留所の表示柱から10m以内 6) 踏切の前後の側端から前後に10m以内 2. 横断歩道橋（地下横断歩道）の昇降口から5m以内 3. 幼稚園、小学校、児童公園等の出入口から20m以内（工作物等により車線が往復の方向別に分離されていない場合、反対側の左右20m以内の部分を含む） 4. 橋 5. 幅員が6m未満の道路 6. 縦断勾配が10%を超える道路。 	駐車場法施行令第7条 (駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上の駐車場に適用)

出入口を設置することができない場所

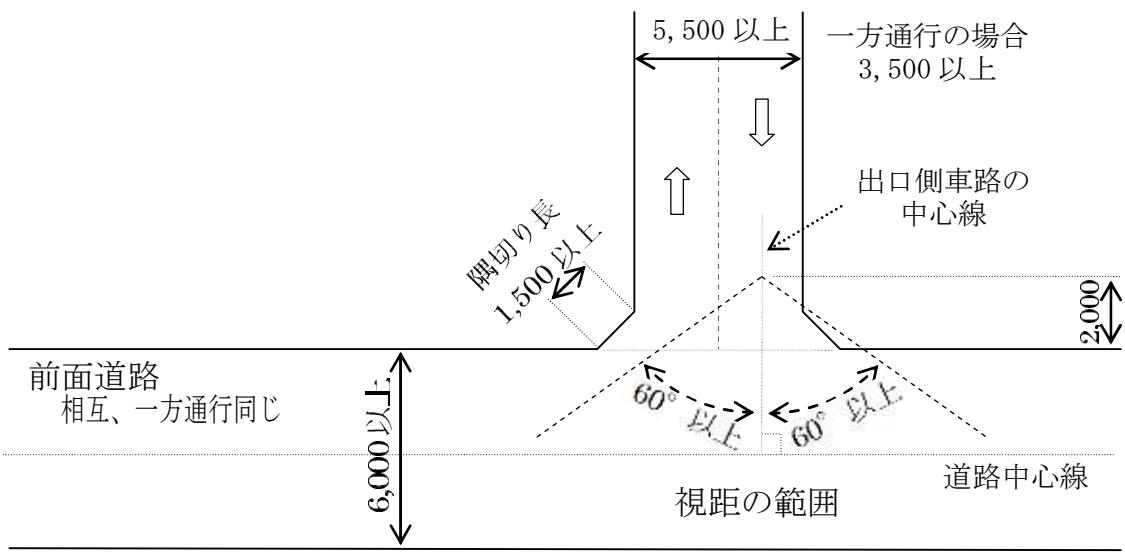
駐車場法施行令第7条第1項
道路交通法第44条



規 定	法規及び備考
【自動車出口見通し角度】 出口から2m（自動二輪車は1.3m）後退した自動車の車路の中線と1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できること。	駐車場法施行令第7条 (駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上の駐車場に適用)
【出入口の分離】 縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上とすること。	駐車場法施行令第7条 (駐車の用に供する部分の面積が6,000m ² 以上の駐車場に適用)
【車路】 1. 車路の幅員は5.5m（自動二輪車は3.5m）以上とすること。ただし一方通行では3.5m（自動二輪車は2.25m）以上。（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては、2.75m（自動二輪車は1.75m）以上とすることができる。） 2. はり下の高さは2.3m以上のこと。 3. 屈曲部は自動車が5m（自動二輪車は3m）以上の内り半径で回転できること。 4. 傾斜部の縦断勾配は17%未満とし、路面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。	駐車場法施行令第8条 (駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上の駐車場に適用)

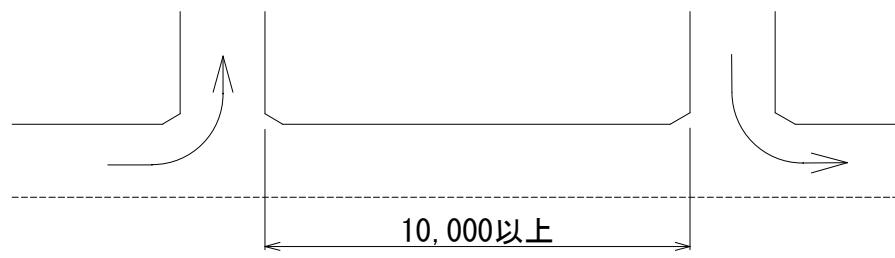
出口に関する構造的制限

駐車場法施行令第7条第1項第4号（隅切り長）
 駐車場法施行令第7条第1項第5号口（見通しが必要な幅）
 駐車場法施行令第8条第2号口及びハ（車路の幅員）



駐車の用に供する部分の面積が6,000m²以上の
駐車場の出入口の設置規定 駐車場法施行令第7条第5項

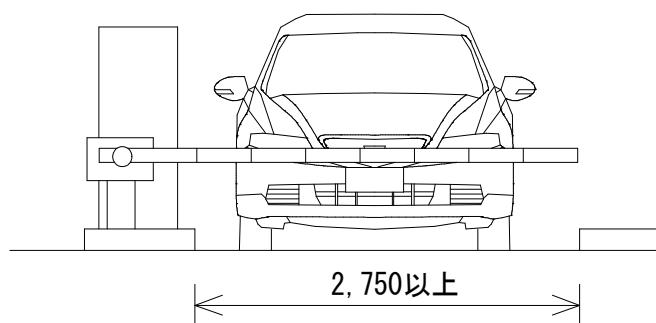
駐車場入口 駐車場出口



駐車料金の徴収施設のある場所

歩行者の通路がない場合

駐車場法施行令第8条第2項



縁石線または柵その他
これに類する工作物に
より、出入口の車線が
分離されている場合
は、規制の適用外

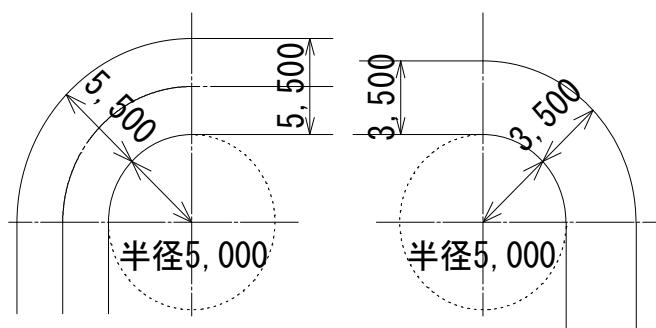
内のり半径の規定

駐車場法施行令第8条第2項（車路の幅員）

駐車場法施行令第8条第3項第2号（内のり半径）

対面交通の場合

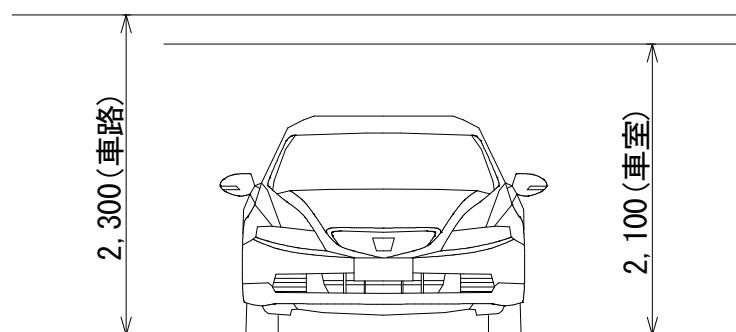
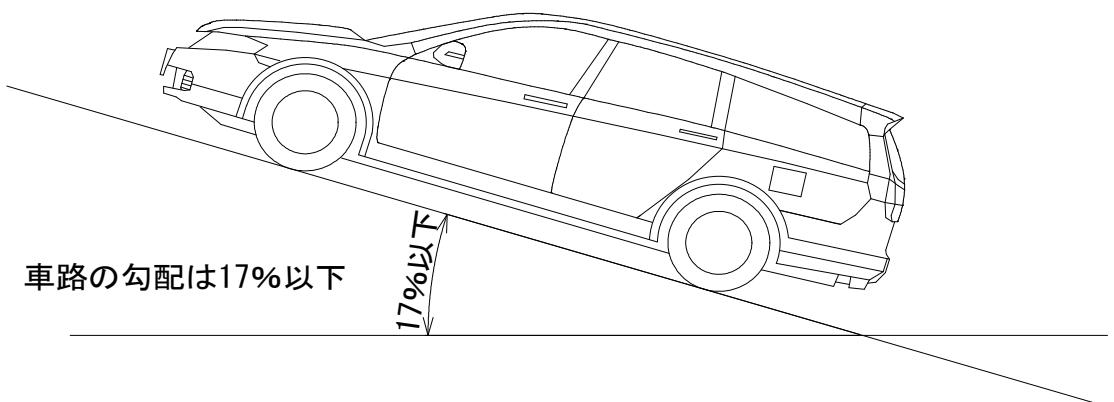
一方通行の場合



車路の勾配、有効高さに関する構造的制限

自走式駐車場の場合

駐車場法施行令第8条第3項第1号（はり下の高さ）
駐車場法施行令第8条第3項第3号（傾斜部の縦断勾配）
駐車場法施行令第9条（駐車の用に供する部分の高さ）



車路の有効高さは2.3m以上

車室の有効高さは2.1m以上

関連通達

- 吊上式自動車
- 路外駐車場の構造について（S37.7.28 建設部総発38）廃止
- メリーゴーランド式駐車施設を自動車用昇降施設として使用する場合の取扱いについて（S39.12.14 住指発201）
- 特殊の装置を用いる路外駐車場の面積の算定について（S40.1.29 建都発9）廃止
- 工作物等の築造面積の算定方法（S50.4.1 建設省告示第664号）
- 駐車場法施行令第15条の認定基準について（通達）（S43.10.16 建設省都再発第53号）

6. その他関係法令

○道路法（抜粋）

昭和27年 6月10日 法律第180号
最終改正 平成29年 6月 2日 法律第 45号

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附屬して設けられているものを含むものとする。

○道路交通法（抜粋）

昭和35年6月25日 法律第105号
最終改正 平成29年6月 2日 法律第 52号

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。
- 四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。
- 五 交差点 十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。
- 六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るために道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいう。
- 九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。
- 十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
- 十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

（停車及び駐車を禁止する場所）

第44条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

○建築基準法（抜粋）

昭和25年5月24日 法律第201号
最終改正 平成29年5月12日 法律第 26号

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

○建築基準法施行令（抜粋）

昭和25年11月26日 政令第338号
最終改正 平成29年 6月14日 政令第156号

（防火区画）

第112条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,500平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準（第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）をいう。以下同じ。）に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないも

のとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

（避難階段及び特別避難階段の構造）

第123条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 階段室は、第4号の開口部、第5号の窓又は第6号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
 - 二 階段室の天井（天井のない場合にあつては、屋根。第3項第4号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
 - 三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
 - 四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1平方メートル以内で、法第2条第9号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第112条第10項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - 五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々1平方メートル以内とし、かつ、法第2条第9号の2口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。
 - 六 階段に通ずる出入口には、法第2条第9号の2口に規定する防火設備で第112条第14項第2号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。
 - 七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
- 2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。
- 一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々1平方メートル以内で、法第2条第9号の2口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から2メートル以上の距離に設けること。
 - 二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第6号の防火設備を設けること。
 - 三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。

○福岡県建築基準法施行条例（抜粋）

昭和46年7月26日 条例第29号
最終改正 平成27年7月21日 条例第39号

（倉庫等の自動車の出入口と道路との関係）

第23条 倉庫、自動車車庫（床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。）及び自動車修理工場（次条において「倉庫等」という。）の自動車の出入口には、次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を道路に面して設けなければならない。ただし、当該道路との境界線から二メートル後退した自動車の車路の中心線上において、当該道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる場合は、この限りでない。

幅	奥行(単位 メートル)
当該出入口の幅の数値に相当する数値	2.0

（倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止）

第24条 倉庫等の敷地の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。

- 一 幅員6メートル未満の道路（自家用自動車の車庫においては幅員4メートル以上の道路に接し、その道路の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以内の部分の敷地を道路状にし、かつ、交通の安全上支障がない場合を除く。）
- 二 交差点又はまがりかどから5メートル以内の道路の部分
- 三 電車の停留所、折返場又は安全地帯から10メートル以内の道路の部分
- 四 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路の部分

7. 新バリアフリー法関係（抜粋）

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成18年6月21日 法律第91号
最終改正 平成29年5月12日 法律第26号

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

平成18年12月8日 政令第379号
最終改正 平成28年3月31日 政令第182号

(駐車場)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、350センチメートル以上とすること。

二 次条第1項第3号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第18条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

一～二 略

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 略

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

平成18年12月15日 国土交通省令第110号
最終改正 平成23年11月30日 国土交通省令第 85号

(特定路外駐車場の設置等の届出)

第7条 法第12条第1項本文の規定による届出は、第1号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺10000分の1以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺200分の1以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設(移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第2条第1項に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。)、路外駐車場移動等円滑化経路(同令第3条第1項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。)その他の主要な施設

2 法第12条第1項ただし書の主務省令で定める書面は、第2号様式により作成した届出書及び路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺200分の1以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

○移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

平成18年12月15日 国土交通省令第112号

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和32年法律第106号)、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)及び駐車場法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第12号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第2条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - 二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
 - 三 次条第1項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第3条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

- 2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - 四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
 - ハ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - ニ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超えて、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(特殊の装置)

第4条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める

場合においては、適用しない。

附則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

8. 福岡県福祉のまちづくり条例関係（抜粋）

○福岡県福祉のまちづくり条例

平成10年3月30日 福岡県条例第 4号
改正 平成29年3月30日 福岡県条例第11号

（整備基準）

第14条 知事は、まちづくり施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、整備基準のほか、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるようにするための望ましい基準（以下「望ましい基準」という。）を定めることができる。

（届出等）

第17条 まちづくり施設のうち、その規模、用途等により必要があると認めるものとして規則で定めるもの（以下「特定まちづくり施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

○福岡県福祉のまちづくり条例施行規則

平成10年 7月31日 福岡県規則第41号
最終改正 平成24年10月12日 福岡県規則第49号

(整備基準及び望ましい基準)

第4条 条例第14条第1項に規定する規則で定める整備基準及び同条第2項に規定する望ましい基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分又は専ら高齢者、障害者等が利用する部分に係る整備箇所について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる表の規定によるものとする。

一～四 略

五 路外駐車場 別表第八

六 略

(特定まちづくり施設)

第5条 条例第17条第1項に規定する規則で定める特定まちづくり施設は、別表第1及び別表第2の特定まちづくり施設の欄に掲げる施設とする。

(届出)

第6条 条例第17条第1項に規定する知事への届出は、次の各号に掲げるものを除くほか、用途面積のうち新築等の対象となった部分の面積が、別表第1及び別表第2の特定まちづくり施設の欄に規定する面積に該当するまちづくり施設について行うものとする。

- 一 別表第1に掲げる特定まちづくり施設（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に限る。）で、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を要しないもの
 - 二 新築等の対象となった部分に、適用すべき整備基準がないもの
- 2 前項の届出は、特定まちづくり施設新築等（変更）届出書（様式第1号）に、次の各号に掲げる図書を添えて、当該特定まちづくり施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに行うものとする。
- 一 特定まちづくり施設整備項目表
 - 二 当該特定まちづくり施設の区分に応じ、別表第10に定める図面

別表第2（第3条第1項関係）

区分	まちづくり施設	特定まちづくり施設
3 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条に規定する路外駐車場（駐車の用に供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）	左欄に掲げる施設のうち、駐車場の用に供する部分の面積が500平方メートル以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（別表第1で定める特定まちづくり施設の駐車場に該当するものを除く。）

別表第8（第4条関係）
路外駐車場（整備基準）

整備箇所	整備基準
路外駐車場 (建築物以外の もの)	<p>次の基準に適合する車いす使用者用駐車施設を、1以上設けること。</p> <p>一 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>二 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>三 当該施設から次号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>四 当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にすること。</p> <p>五 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>六 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>七 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>八 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>

別表第10（その6）路外駐車場

図面の種類	明示すべき事項
箇所図	方位、位置及び目標となる地物
平面図	縮尺、方位、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに当該施設から出入口までの通路の位置及び幅員（当該通路が傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらを含む。）
縦横断面図	縮尺、高さ、長さ並びに踊場の踏幅及び構造 通路に設けられる傾斜路

【4. 路外駐車場】

1. 車いす使用者用駐車施設

2. 路外駐車場移動円滑化経路

別表第8

整 1項一号～八号→P174

基本的な考え方

高齢者や障害者等による自動車の使用は、今後ますます増加することが予想され、特に車いす使用者の自動車使用が増加しています。外出先で安心して利用できるゆとりある駐車スペースの確保が必要になります。

解説表

1. 車いす使用者用駐車施設

- 建築物以外の路外駐車場については、最低1箇所は整備基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設けること。

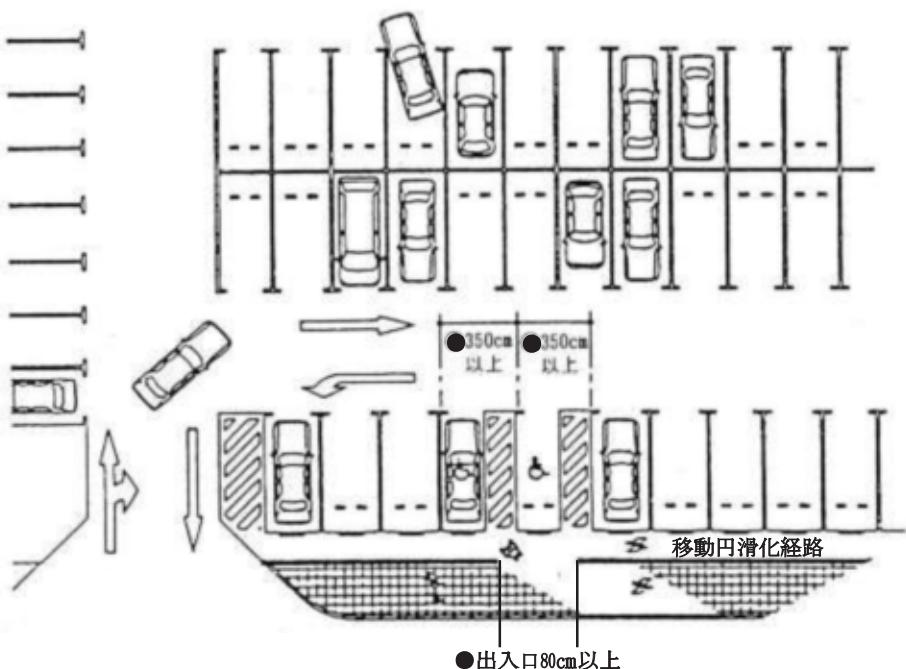
整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①駐車場の幅	幅は350cm以上。	
②案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。	
③アクセス等の確保	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路（路外駐車場移動円滑化経路）の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	

2. 路外駐車場移動円滑化経路

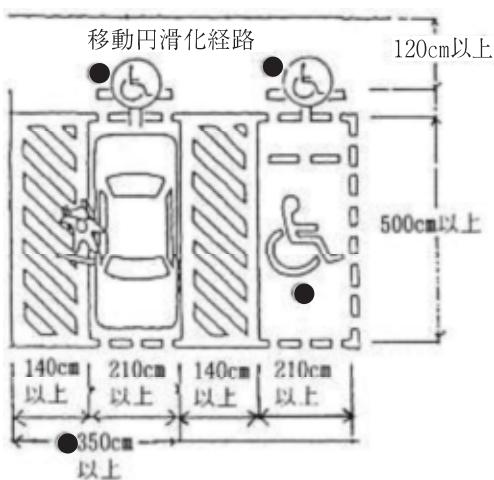
- 当該施設から道又は公園、広場その他空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とすること。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
①段差	経路上には段を設けない。ただし、傾斜路を併設する場合はこの限りでない。	
②出入口	出入口の幅は80cm以上とする。	
③経路幅	経路の幅は120cm以上とし、50m以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設ける。	
④傾斜路を設ける場合の構造	幅は段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するもにあっては90cm以上とする。	
	勾配は1/12を超えない。ただし高さが16cm以下の場合は1/8を超えない。	
	高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る）にあっては、高さ75cm以内毎に踏幅が150cm以上の踊り場を設ける。	
	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合には手すりを設ける。	

【路外駐車場の例】



【案内表示及び寸法等】



【傾斜路の例】



【車いす使用者駐車施設の標識の例】



○印…整備基準及び望ましい基準 / ●印…整備基準 / ○印…望ましい基準 / 無印…参考寸法等

路外駐車場チェックリスト

項目	基準	設計	判定	備考	令	条	項	号
道路	幅員6m未満の道路				駐車場法施行令	7	1	1
	縦断勾配10%を超える道路							
	橋							
	道路交通法第44条 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂またはトンネル							
	交差点の側端、道路の曲り角、横断歩道又は自転車横断帯の側端から5m以内							
	安全地帯、バス停、踏切より10m以内							
	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口より20m以内の部分(工作物等により車線が分離されていない道路の場合、反対側の部分を含む)							
	前面道路が2以上ある場合、交通に支障ない道路に設けること							
	出入口 駐車の用に供する面積が6,000m ² 以上ある場合、出入口に沿って10m以上離すこと							
	必要に応じて切取線1.5m以上の隅切りを設けること							
車路	出 口 出口より2m後退した1.4mの高さで、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60°以上の範囲内に歩行者の存在を確認できること							
	幅 員 5.5m以上、一方通行の場合3.5m以上				8	3	2	2
	はり下2.3m以上							
	建築物 屈曲部は5m以上の内法半径で回転することができる構造							
	傾斜部の縦断勾配17%未満							
建築物	傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること				9	10	11	12
	車室 駐車の用に供する部分のはり下2.1m以上							
	避難階段 直接地上へ出る出入口がない場合、避難階段又はこれに代わる設備を設けること							
	防火区画 火災の危険がある施設を位置する場合、耐火構造の壁又は特定防火設備による区画							
	換気装置 内部の空気を床面積1mあたり毎時14m ³ 以上の喚起能力を有する装置を設けること(床面積の10分の1以上の開口部があれば、この限りでない)							
	照明装置 車路の路面10ルックス以上、車室の床面2ルックス以上							
	警報装置 車の出入り、道路交通の安全を確保するために設置							

管理規定チェックリスト

項目	基準	判定	備考	関係法	条	項	号
1 路外駐車場の名称							1
2 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)				駐車場法	13	2	2
3 路外駐車場の供用時間に関する事項							3
休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻				駐車場法 施行規則	2	1	
4 駐車料金に関する事項				駐車場法	13	2	4
能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと							1
自動車を駐車させる者に対し不当な差別の取扱となる額でないこと				駐車場法 施行令	16		2
自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること							3
路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない					17		
駐車料金の額は確定額をもって定めること				駐車場法 施行規則	2		2
5 路外駐車場の供用契約に関する事項				駐車場法	13	2	5
路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むこと				駐車場法 施行規則	2	3	
6 国土交通省令で定める事項				駐車場法	13	2	6
路外駐車場の構造上駐車することができない自動車				駐車場法 施行規則	3		1
路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要							2

路外駐車場の供用を開始しようとするときは、管理規定を定め、供用開始後10日以内に届け出なければならない。
(駐車場法第13条第1項)

管理規定には、国土交通省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
(駐車場法第13条第2項)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【新パリアフリー法】チェックリスト

※平面駐車場のみ対象!!

項目		基 準	設計	判定	備考	法	条	項	号
届出	様式	特定路外駐車場設置(変更)届出書 【第2号様式】				法	12	1	
	添付資料	縮尺1／10,000以上の地形図 縮尺1／200以上の平面図 ・路外駐車場の区域 ・車いす使用者用駐車施設 ・移動等円滑化経路 ・主要な施設を記載				施行規則	7	1	1 2
整備基準	駐車施設	車いす使用者用駐車施設が一以上				省令	2	1	1 1 2 2
		幅350cm以上							
		利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置とすること							
		付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること							
	設置	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、路外駐車場移動等円滑化経路にすること				省令	3	1	
		構造 段を設けないこと(傾斜路を併設する場合は、この限りでない)							1
		出入口 幅80cm以上とすること							2
	移動等円滑化経路	幅120cm以上とすること							3
		50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること							4
	傾斜路	幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること				省令	3	2	
		勾配は、12分の1を超えないこと(高さが16cm以下のものは8分の1)							
		高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること							
		勾配が12分の1を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること							
	特殊装置	国土交通大臣が規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合、上記規定を適用しない					4		

福岡県福祉のまちづくり条例チェックリスト

※平面駐車場のみ対象!!

項目	基 準		設計	判定	備考		条	項	号
届出様式	特定まちづくり施設新築等(変更)届出書 【様式第1号(その2)(建築物以外用)】					条例	17	1	
	まちづくり施設整備項目表(その他) 【チェックリスト】					規則	6	2	1
整備基準	駐車施設	幅350cm以上であること				条例施行規則 別表8			
		車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること							
		路外駐車場移動等円滑化経路までの長さができるだけ短くなる位置に設けること							
	設置	施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、路外駐車場移動等円滑化経路にすること							
		構造 段を設けないこと(傾斜路を併設する場合は、この限りでない)							
	移動等円滑化経路	出入口 幅80cm以上とすること							
		通路 幅120cm以上とすること 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること							
	傾斜路	幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること							
		勾配は、12分の1を超えないこと(高さが16cm以下のものは8分の1)							
		高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること							
		勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超えるかつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること							